

## ニジサクラPR動画作成業務委託基本仕様書（企画提案用）

### 1 委託業務名

ニジサクラPR動画作成業務

### 2 業務の目的

本業務は、令和5年度に本格デビューして、県内で流通を開始した「ニジサクラ」の認知度向上と消費拡大を図るため、オンラインや店頭などで活用できる動画を作成するもの。

### 3 契約期間

契約締結の日から令和7年1月31日まで

### 4 委託業務の内容

本委託において行う業務は次のとおりとする。

#### (1) PR動画参加者の取材、撮影

- ・動画の構成については、受注者において企画・提案し、発注者（ニジサクラブランド推進協議会事務局）と協議のうえ決定する。

#### (2) 動画の作成

##### ① 動画作成の基本コンセプト

種別 項目	ア	イ	ウ
配信媒体 (活用シーン)	HP（ニジサクラ県HP）、Instagram、Facebook	モニター・タブレット上映（イベント会場等）	小型タブレット上映（旅館、飲食店、販売店の店頭など）
対象 (ターゲット)	県内・県外（各世代）	イベント来場者（家族連れ）	旅行者及びニジサクラを取扱う旅館・飲食店・小売店のお客様
動画の目的	ニジサクラを知ってもらう	ニジサクラの飲食や加工品購入を促す	ニジサクラの飲食、加工品の購入
動画の長さ (1本あたりの目安)	①HP用 3～5分 ②Instagram用 30秒～1分 ③Facebook用 30秒～1分	④3～5分	⑤30秒～1分
作成数	・上記「動画の長さ」ア～ウにある、①～⑤の5種類以上の内容の動画。 ただし、ア～ウは配信媒体等項目がそれぞれ異なるため、ア①の「3～5分」の内容を「30秒～1分」に編集してウ⑤とすることや、イ④をア②、③又はウ⑤にすることはできないものとする。		

- ② 動画の企画・構成及び出演者との各種調整
- ・ 動画の企画内容を発注者に提出し、発注者と協議の上内容を確定すること。
  - ・ 確定した企画内容を基に、シナリオ、ナレーション、テロップ、テキスト（絵コンテを含む）等を製作すること。
- ③ 撮影
- ・ 確定した企画内容に基づき、動画の制作に必要な撮影を行うこと。なお、撮影に係る肖像権・著作権の処理を行い、制作された動画やこれを基に編集された動画・画像を発注者が二次利用できるよう同意を得ること。また、撮影に係る使用料、出演料、謝礼の費用が発生する場合は、受注者が負担すること。
- ④ 編集 撮影した動画のサムネイル作成、映像・音量の調整、字幕・テロップの追加等の編集作業を行い、配信動画を制作すること。
- ア 動画の仕様 配信用動画は次の要件・規格で、1月31日（金）までに納品すること。
- (ア) 画面比率16:9で、ハイビジョンまたはフルハイビジョンのいずれかとする。
- (イ) 動画はデータ納品及びDVD納品（各3枚）とする。
- ・ 納品データは、YouTube等SNSで再生可能な形式（WMV、MPEG4、MOVなど）とする。
  - ・ 納品DVDは、市販のDVDプレーヤーで再生ができるように、データ形式をDVD-Video形式に変換し書込みを行ったものとする。
- イ 動画内容の確定 発注者は提出された動画内容の確認を行う。また両者協議の上、受注者は必要に応じて動画の修正を行い、最終的に発注者が内容を確定するものとする。

## 5 著作権

当該業務を行うにあたり、第三者との間に著作権、肖像権等の各種権利に関する紛争が生じないように受注者が責任をもって調整を行うこと。

また、成果物に係る著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める権利については、発注者に帰属するものとする。

## 6 法令・指針等の遵守

本業務の遂行にあたっては、「山形県情報セキュリティポリシー」を遵守すること。また、受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。

## 7 作業場所・使用機材等

業務の作業場所及び業務の実施に必要な設備・機器については、発注者から別途指示がない限り、受注者の責任において確保すること。

## 8 成果品等

次の成果品を納品し、検査に合格すること。

- (1) 動画（基本仕様書を満たすもの）
- (2) 各種報告書等  
報告書の様式等については別途協議する。

(3) 納品場所

山形県山形市松波2丁目8番1号 県庁9階

ニジサクラブランド推進協議会事務局（山形県農林水産部水産振興課）

9 その他

- ・本仕様書に記載された要件は原則として全て実現すべきものであるが、受注者の示す代替案を発注者が了承した場合は、要件を満たしたものとする。
- ・仕様書に定めのない事項、仕様書に定める業務の実施にあたって必要な詳細事項及び仕様書等の解釈に疑義が生じたときは、遅滞なく発注者と受注者が協議して定めるものとする。